

2021年度 所定疾患及び緊急時加算等 算定数

		計		R3.4		R3.5		R3.6		R3.7		R3.8		R3.9		R3.10		R3.11		R3.12		R4.1		R4.2		R4.3	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
所定疾患施設療養費	尿路感染症	29	182	3	14	2	14	2	10	2	10	6	36	5	40	1	6	1	10	1	5	2	13	4	24	0	0
	肺炎	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0
	带状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	蜂窩織炎	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		31	187	3	14	2	14	2	10	2	10	6	36	6	42	1	6	1	10	1	5	3	16	4	24	0	0
緊急時治療管理 (入所)	呼吸不全など	6	6	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	ショック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
緊急時治療管理 (短期入所)	呼吸不全など	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ショック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

所定疾患施設療養費算定条件

- ①対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。
- ・肺炎の者、尿路感染症の者、带状疱疹の者、蜂窩織炎の者
- ※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時(肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)に算定する。
- ※同一の入所者について1月に1回、10日を限度として算定する。
- ※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ②診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載すること。
- ③所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、前年度における当該入所者に対する実施状況を公表していること。

緊急時治療管理算定条件

- 入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為について算定する。
- ※入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。
- ※同一の入所者について1月に1回、3日を限度として算定する。